

# 保健医療経営大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 保健医療経営大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、保健医療経営大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、二つの理念（建学の理念、教育の理念）と三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）により具体化しその意味・内容が誰にでも容易に理解できるように工夫している。

大学の個性・特色は経営学や地域政策学を基礎として「豊かな人間性と幅広い視野」「課題探求能力」そして「実践的対応能力・調整能力」を養うことであるとし、この個性・特色を三つのポリシーに反映する形で明示している。

使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーの見直しや全学的な自己点検・評価活動を通じて、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、大学案内、ホームページ等に掲載しているほか、オープンキャンパスや大学内での就職懇談会等でも周知している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

平成 20(2008)年の開学以来定員の未充足が続いている。平成 29(2017)年 4 月に建学の理念及び教育の理念に基づきアドミッションポリシー、カリキュラムポリシーを刷新している。

専任教員がアドバイザーとなり、学修及び学生生活に関する支援を行っている。「履修規程」において、履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)を活用した成績評価、進級基準、卒業要件、編入学者の既修得単位数の認定等を定め、学生便覧等で学生に周知している。

就職率は高い水準を維持している。教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けては月 1 回 FD(Faculty Development)研修会を開催し、教育技能向上に努めている。

学生生活の支援については、大学事務室が総合的な役割を担っている。教員の職能開発では、ランチョンセミナーや FD 研修会を開催している。校地・校舎、施設設備等は概ね整備されており、学生生活や教育研究のための環境が整っている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為において、法人の目的を定めることで、経営の規律と誠実性の維持を表明しているとともに、「組織倫理規程」により教職員の組織倫理を明らかにして誠実性を維持している。理事会は寄附行為により最高意思決定機関として位置付けられ、定期的を開催している。

理事長、学長がそれぞれのリーダーシップを発揮できる体制は整備され、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備されている。事務の遂行に必要な職員は確保され、適切に配置

されている。中長期事業計画は存在するが、適切な財務運営の確立には至っていない。設立母体である社会医療法人から継続される資金支援で収支の均衡を図っている。会計監査は公認会計士による監査が定期的に適切に行われている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

「大学評価委員会」を設置して、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価報告書を作成してホームページ上に公開している。

自己点検・評価の機能をより実効あるものとする目的で「大学機関別認証評価受審準備室」を新たに設置し、機能的なエビデンス収集体制を整備するとともに、これを活用したIR(Institutional Research)機能の構築に努めている。

自己点検・評価報告書には、各評価基準項目に対する現状認識だけでなく、課題への対応期限を整理し、全教職員に周知している。自己点検・評価を定期的を実施し、改善策を講ずる体制が整い、PDCA サイクルが機能している。

総じて、大学の教育は建学の理念に基づいて行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫のもとに運営されている。経営・管理と財務に関しては開学以来の定員未充足のため設立母体からの資金支援に依存しているので、学生募集など財務体質改善のための取組みは喫緊の課題といえる。自己点検・評価に関してはエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでおり、PDCA サイクルの仕組みも機能している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、二つの理念（建学の理念、教育の理念）と三つのポリシーにより具体化し、その意味・内容が誰にでも容易に理解できるように工夫している。

教育の理念は「人」「社会」「地域」「世界」「未来」「自ら」の六つのキーワードで整理して示し、教育の理念の意味・内容の具体化と明確化を図っている。これらの事項は大学案内やホームページ、学生便覧などに小見出しなどを用いて分かりやすく簡潔に示している。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色は経営学や地域政策学を基礎として「豊かな人間性と幅広い視野」「課題探究能力」そして「実践的対応能力・調整能力」を養うことであるとし、この個性・特色を三つのポリシーに反映する形で明示している。

学則に掲げられた大学の目的は学校教育法に則しており、適切である。「人々の健康」が人類普遍の価値であり、大学の使命・目的及び教育目的にも普遍性が求められることから、開学以来のこれらの変更はないが、三つのポリシーや教育運営体制などの関連事項については、社会情勢などに対応して見直しを行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーの見直しや全学的な自己点検・評価活動を通じて、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、大学案内、入試要項、学生便覧、大学広報誌、ホームページに掲載しているほか、オープンキャンパスや大学内での就職懇談会、教職員による企業訪問時にも周知している。

使命・目的及び教育目的を踏まえて平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度までの「経営改善計画」を策定している。三つのポリシーにも使命・目的及び教育目的が反映されている。

教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的の達成を指向するものとして学則にのっとり構成されており、FD 及び SD(Staff Development)を通じて各教育研究組織の整合性を保つ仕組みを備えている。

## 基準 2. 学修と教授

**【評価結果】**

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

平成 29(2017)年 4 月に建学の理念及び教育の理念に基づいてアドミッションポリシーを刷新し、同時に入試種類別のアドミッションポリシーも作成した。アドミッションポリシーは、大学案内、入試要項、ホームページなどで公表され、オープンキャンパス、大学説明会、高等学校訪問などにおいて、受験生や関係者に周知されている。

平成 20(2008)年の開学以来、入学定員を充足できない状態が続いているが、AO 入試、指定校推薦入試、一般公募推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など、志願者の特性に応じた多様な入試を実施し、定員充足に努めている。また、3 年次編入学試験を実施しており、平成 30(2018)年度入試からは 2 年次編入学試験を新設している。

**【改善を要する点】**

○保健医療経営学部保健医療経営学科において収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、改善が必要である。

**2-2 教育課程及び教授方法**

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

平成 29(2017)年 4 月にカリキュラムポリシーを刷新し、大学案内、入試要項、ホームページ、学生便覧などで明示している。

教育課程は「総合科目群」「専門基礎科目群」「専門科目群」から構成されており、専門基礎科目群は「医学の基礎」「保健医療福祉制度」「経営の基礎」からなる。また、年間の履修登録単位数の上限が設定されている。

2 年次より「施設経営コース」「地域経営コース」のいずれかを選択することになってい

る。

**【参考意見】**

○「地域経営コース」の選択者が少ない点について、カリキュラムの見直しも含めた検討が望まれる。

**2-3 学修及び授業の支援**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

1 年次及び 2 年次前期はスキル開発科目担当教員、2 年次後期からは専門演習担当教員がアドバイザーとなり、学修及び学生生活に関する支援を行っている。平成 29(2017)年度入学生からは、2 年次前期に専門演習が配置されたこともあり、1 年次はスキル開発科目担当教員、2 年次からは専門演習担当教員がアドバイザーとなる予定である。

全学生を対象に、アドバイザーが面談を実施している。また、「教務委員会」において GPA、単位取得率及び出席状況を把握し、課題がある学生に対してはアドバイザーによる指導を行っている。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

「履修規程」において、履修登録単位数の上限、GPA を活用した成績評価、2 年次から 3 年次への進級基準、卒業要件、編入学者の既修得単位の認定等を定め、学生便覧等で学生に周知している。シラバスは、「教務委員会」のシラバスチェック部会で点検している。

平成 27(2015)年度から特待生及び奨学生を対象に「学修計画書」を作成させており、平成 29(2017)年度からはその対象を全学生に拡充している。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

「キャリア開発Ⅰ」「キャリア開発Ⅱ」「キャリア開発Ⅲ」を必修科目としている。インターンシッププログラムとして、医療現場において実習を行う「施設実習」がある。加えて、履修者数は少ないものの、「社会体験実習」及び「海外インターンシップ」がある。

「就職対策委員会」のもとで、就職相談、就職見込み先訪問・開拓、就職情報の提供、就職支援イベントの企画・運営などの就職支援を行い、またハローワークの支援を受けて就職支援開発講座を開催しており、就職率は高い水準を維持している。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況の点検については、学生からの授業評価アンケートを実施しており、アンケートの集計結果は、限定的ではあるものの、それぞれの教員へフィードバックされている。

大学は月1回FD研修会を開催し、教員の教育技能向上に努めるとともに、授業評価アンケートの結果に基づいて、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取り組んでいる。

**【参考意見】**

○授業評価アンケートについて、学生の意見を収集することができる体制を構築し、回収率を高めるとともに、総合的な分析を行うことが望まれる。

**2-7 学生サービス**

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生生活の安定のための支援については、大学事務室が総合的な役割を担っている。加えて、専任教員によるアドバイザー制度により、学生サービス、厚生補導のためのサービスを機能させている。また、経済的な支援については、奨学金、授業料減免、家賃補助、資格取得奨励金などの制度を設けている。

学生の心身の健康管理については、健康管理室（学生相談室）に常駐の職員は配置され

ていないが、大学事務室と医師資格を持つ専任教員が対応するとともに、週1回はスクールカウンセラーが在室し、学生からの相談や面談に応じている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討の活用については、「学生キャンパスアンケート」を隔年で実施し、満足度や意見・要望について調査を行っている。

#### 【参考意見】

○健康管理室（学生相談室）に常勤の有資格者のスタッフが配置されることが望まれる。

### 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、大学設置基準を上回る教員を配置するとともに、専任教員の年齢的バランスもとれている。

教員の採用・昇任等については、「教員選考基準規程」、「人事選考要領」、「昇任採用基準要領」の諸規則に基づいて適切に運用されている。

教員の研修、FD への取り組みについては、教員間で教育研究内容を共有する「ランチョンセミナー」や月1回のFD研修会を実施している。加えて、新任教員を対象とした授業参観を実施している。

教員の評価については、学生による授業評価アンケートが行われ、結果に対する教員の自己評価を学生支援センターにおいて「授業評価に関する考察」として取りまとめ、公開している。

教養教育の体制については、「基礎教養部門運営委員会」が設置されており、必要に応じて検討がなされている。

### 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

#### 【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

は、大学設置基準で必要とされている基準を満たしている。各施設にはスロープ、エレベータ、トイレ等がバリアフリーに対応した形で整備されている。

体育館は整備されていないものの、授業においては近隣の体育館の借用と時間割の工夫により実施されている。

クラスサイズは教育効果を十分に上げられる人数の中で運営されている。

#### 【参考意見】

○体育館の整備について、設置計画履行に関わる留意事項としても指摘されているので、対応が望まれる。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

寄附行為において、法人の目的を定めることで、経営の規律と誠実性の維持を表明しているとともに、「組織倫理規程」により教職員の組織倫理を明らかにして誠実性を維持している。開学以来、入学定員の未充足が続いており、「経営改善計画」に基づいてより実効性のある経営改革、経営基盤の確立を図るため、委員会を立上げるなど、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。

学則や履修規程等の諸規則は、法令に基づき制定されている。環境への配慮については、節電対策や学生組織による地域を巻き込んだリサイクル活動を行っている。人権への配慮については、ハラスメント対策委員会を中心に人権意識の啓発を図り「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し運用している。安全への配慮については「危機管理規程」に基づいて消防・防災訓練資料を作成し、学内に周知している。教育・財務情報は、ホームページ等において公表している。

#### 3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

理事会は寄附行為により最高意思決定機関として位置付けられ、定期的を開催している。理事会には寄附行為に基づき選任された理事及び監事が出席し、審議決定をしている。法人経営については理事長が、教学運営については学長がそれぞれのリーダーシップを発揮している。この二つの分野の連携については、理事長・学長・学部長・事務局長等で構成する連絡会議を開催し、教学部門の意見を反映しながら経営部門との整合性を図っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の意思決定の権限と責任を明確にするため、学長の諮問機関である教授会、教授会の所管事項の一部を専門的・集中的に検討・審議する「委員会」、大学の運営に関する重要な事項を審議し、理事会と教授会との調整の役割を担う大学評議会を設置しており、組織上の位置付け及び役割が明確になっている。

学長がリーダーシップを発揮すべく、教授会の審議事項については、学長の意思表示書面「教授会意見に対する学長決定について」が議事録に付され、議長である学部長のもとに学長の決定が明確に伝えられる仕組みとなっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事 7 人に学長及び学部長が含まれ、教学部門の責任者として理事会において意見を述べている。理事である事務局長は定例の教授会に出席し、法人部門と教学部門との意思疎

通を図っており、各管理運営機関の連携を適切に行っている。

監事は寄附行為に基づき選考しており、理事会に出席して法人の業務、財産の状況について意見を述べ、適切に職務を執行している。また、出席状況は適切である。評議員は寄附行為に基づき選考しており、評議員会の運営状況及び評議員の出席状況は適切である。

理事長がリーダーシップを発揮できる体制は、理事会、教授会を通じて整備され、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備されている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

少人数のため職員は法人事務局と大学事務局を兼務しているものの、事務の遂行に必要な職員は確保され、適切に配置されている。また、事務体制は組織規程と業務分掌規程により適切に機能している。

事務局長は法人事務局と大学事務局の事務を掌理・総括し、事務室長が事務局長の業務を補佐している。また、毎朝の朝礼に事務職員全員が参加し、伝達事項の周知徹底を図って情報共有することにより、業務執行を適切に機能させている。

OJT 中心ではあるが、外部研修会への参加等、職員の資質・能力向上のための取組みを実施している。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人ありあけ国際学園 経営改善計画 平成 26 年度～30 年度（5 ヶ年）」及び各年度の事業計画が存在するが、適切な財務運営の確立には至っていない。

使命・目的及び教育目的の達成のため、補助金、地方公共団体からの委託金、寄附金などの外部資金獲得の努力を行っているところであるが、開学以来、入学定員を大幅に下回る状況が継続し、設立母体からの借入及び寄附による支援に依存している。

しかしながら、平成 29(2017)年度より設立母体の理事長が法人の理事長と兼務すること

により継続的な財政支援を行う体制が整い、再建計画検討委員会を中心として経営再建に努力しているため、今後の着実な実行に期待したい。

**【改善を要する点】**

○経営再建計画を着実に実行して定員充足率を高めるなど、安定的な資金確保に向けて取り組むよう早急な改善が必要である。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人ありあけ国際学園会計規程」「学校法人ありあけ国際学園契約締結等会計処理に関するガイドライン」などにに基づき適正に実施している。

補正予算の編成については、通常、入学者数が確定した後の5月に一次補正、執行（見込）が確定する12月に二次補正を行っている。

監事は、期中及び年度末監査を実施するとともに、理事長、理事、担当者及び教職員との面談を行い、理事会・評議員会に出席している。

公認会計士による外部監査については、契約に基づき年間を通して計画的に会計指導、期中監査、決算監査等が実施されており、理事長、理事及び監事との面談も行われている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

**4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

大学の使命・目的を達成するため、自主的・自律的な自己点検・評価体制を構築すべく、

「保健医療経営大学大学評価規程」に基づき「大学評価委員会」を設置して、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価報告書を作成してホームページ上に公開している。

大学評価規程に基づいて外部評価者を3人選定し、自己点検・評価の結果について検証している。

大学評価委員長の指導のもと、大学評価の基準となる具体的事項について現状を分析して課題を抽出・整理することで優先度を明確にしており、具体的に自己点検・評価ができる体制が整っている。

平成 27(2015)年度から平成 33(2021)年度までの自己点検・評価実施計画を作成しており、自己点検・評価を定期的に実施している。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の機能をより実効あるものとする目的で、「大学機関別認証評価受審準備室」を新たに設置し、機能的なエビデンス収集体制を整備するとともに、これを活用したIR機能の構築に努めている。

平成 27(2015)年度の自己点検・評価報告書及び平成 29(2017)年度の自己点検評価書を作成した際、各委員会がエビデンスを収集・点検・評価し、報告書を取りまとめて大学評価委員会に提出するという過程を通じて、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析が行える体制を整えている。

自己点検・評価の結果は、ホームページ上にて公開されている。理事会、評議員会にも報告され、学内において内容を共有している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

学長のリーダーシップのもと、平成 28(2016)年 5 月から、日本高等教育評価機構による認証評価を受けるためのロードマップを作成し、解決すべき課題を洗い出し、優先順位、期限を定め、各委員会を実施可能な対策について議論した結果、平成 27(2015)年度の自己点検・評価報告書を作成した。

自己点検・評価報告書には、各評価基準項目に対する現状認識だけでなく、課題への対応期限を整理し、全教職員に周知している。自己点検・評価を定期的実施し、改善策を講ずる体制が整い、PDCA サイクルが機能している。

自己点検・評価結果は、教育研究や大学運営の改善に反映されて、具体的な活動実績に結びついている。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 大学の国際化を目指した国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくり

A-1-① 教職員による国際協力

A-1-② 学生に国際協力について理解させ、動機の形成を行う

A-1-③ 学生の国際協力および国際交流活動に対して、サポートを行う

#### A-2 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

#### 【概評】

国際活動を活発化させるために平成 28(2016)年度から国際委員会を立上げ、国際協力機構(JICA)研修の受入れ、世界保健機関(WHO)インターンシップ派遣に向けての準備、海外の高等教育機関との連携など、国際協力・交流活動を活発化させている。

設立母体である社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院が行っている国際協力及び国際交流事業に学生を引率するなど、積極的な参加を促している。

平成 29(2017)年度より「異文化コミュニケーション」等の国際協力及び国際交流に関する科目を新設した。今後の展開が期待されるものの、これまでの参加人数が少ないため、参加を促すための具体的な施策が望まれる。

地域交流の一環として、グラウンド、講義室、図書館、学生食堂などの施設を一般住民に開放している。平成 28(2016)年度は公開講座を合計 11 回実施しており、参加者の感想は概ね好意的である。福岡県みやま市の誘致を受けて開学した経緯があることから、みやま市と締結した包括連携協定のもとで、緊密な関係を維持しながらさまざまな取組みを実施している。

平成 28(2016)年度より、高校生を対象としたエッセイ・コンテストを実施しており、高等学校との連携活動に結びつきつつある。

今後は、多方面にわたる積極的な連携により、国際・地域社会との共同が発展することが期待される。